

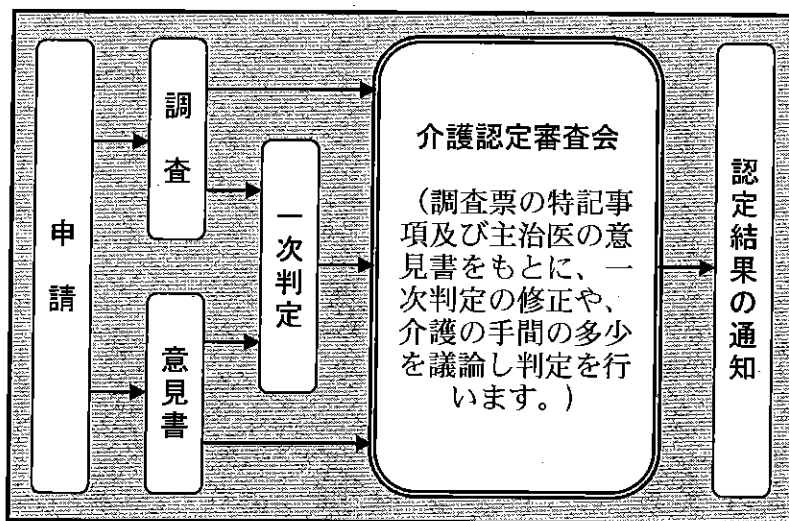
市原市介護認定審査会委員の概要について

1. 介護認定審査会委員とは・・・

介護保険被保険者が、要介護・要支援の認定を申請すると、訪問調査による調査票と主治医からの意見書をもとに、介護認定審査会で要介護・要支援状態の審査判定を行います。(詳細は下図参照)

介護認定審査会委員は、介護認定審査会の委員として、要介護・要支援認定の審査判定を行います。

図 申請から審査判定までのプロセス



- ① 任期 2年 (平成31年4月1日から平成33年3月31日まで)
- ② 報酬 1回 27,000円 (旅費別途支給)
- ③ 研修 新規に委嘱される委員に対して、県主催の介護認定審査会委員新規研修が実施されますので、必ず受講していただきます。平成31年3月又は4月頃に開催予定で、3時間程度の研修です。
- ④ その他 介護認定審査会では、心身にかかわる個人の情報を取り扱いますので、そこで知り得た情報につきましては、守秘義務があります。

2. 介護認定審査会の構成

- ① 合議体の数 —— 14合議体
- ② 委員の定数 —— 審査会 56名 (会長1名・会長代理1名)
1合議体 5名 (長1名・長代理1名)
- ③ 合議体委員構成内訳—医療分野3名、保健分野1名、福祉分野1名

分野	職種	合議体あたり ／ 総人数	備考
医療	医師	2 / 14名※	市原市医師会 (14名)
	歯科医師 薬剤師	1 / 14名	市原市歯科医師会 (7名) 市原市薬剤師会 (7名)
保健	保健師 看護師	1 / 14名	千葉県看護協会 (14名)
福祉	理学療法士 作業療法士 社会福祉士 介護福祉士 高齢者福祉施設 関係者	1 / 14名	千葉県理学療法士会 (3名) 千葉県作業療法士会 (3名) 千葉県社会福祉士会 (2名) 千葉県介護福祉士会 (3名) 市原市高齢者福祉施設協議会 (3名)

※2名がそれぞれ、別の2つの合議体の長と副を兼任し、長が欠席するときのみ、副が代わりに長を務めます。

【介護認定審査会の開催内容】

① 審査会の開催日 (1週間に2回開催)

火曜日開催 (6合議体) と木曜日開催 (8合議体) に分け、基本的には火曜日開催は3合議体ずつ、木曜日開催については4合議体ずつが交代で審査会を行います。火・木曜日が祝日の場合は、前後に日程が変更することがあります。

② 審査会の開催時間

午後6時～8時

③ 1合議体あたりの開催頻度

概ね2週間に1回の開催

④ 1合議体あたりの審査判定件数

・通常審査対象者分のみの場合

35から40件程度

・簡素化審査対象者分を含む場合

45件まで (内通常審査対象者分は35件まで)

⑤ 会場

市原市役所第1庁舎 会議室

介護認定の審査の実施状況 (延数)

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
申請者数 (人)	9,920	10,310	11,186	11,708	12,260	12,465
審査判定件数 (件)	9,511	9,752	10,233	11,597	11,494	12,222
審査会開催回数 (回)	288	287	294	292	292	306

市原市介護認定審査会合議体の組み合わせ表（例）

火曜日開催合議体（木曜日開催は8合議体になります。）		
第1合議体	第2合議体	第3合議体
医師（合議体の長）	医師（合議体の長）	医師（合議体の長）
医師（副） 第8合議体の長を兼ねる。	医師（副） 第9合議体の長を兼ねる。	医師（副） 第10合議体の長を兼ねる。
薬剤師	薬剤師	歯科医師
看護師	看護師	看護師
高齢者福祉施設長	社会福祉士	作業療法士
第8合議体	第9合議体	第10合議体
医師（合議体の長）	医師（合議体の長）	医師（合議体の長）
医師（副） 第1合議体の長を兼ねる。	医師（副） 第2合議体の長を兼ねる。	医師（副） 第3合議体の長を兼ねる。
薬剤師	歯科医師	歯科医師
看護師	保健師	看護師
理学療法士	作業療法士	介護福祉士